

事 務 連 絡
平成30年3月19日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

工事請負契約書の改正について

赤磐市建設工事執行規則に定める工事請負契約書様式の改正を行います。改正内容については下記のとおりです。

記

◆一次下請負人の社会保険等加入建設業者への限定（平成30年7月）

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、市発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、一次下請負人について社会保険等加入建設業者（社会保険等の加入が義務付けられていない業者を含む。）に限定する取組を実施いたします。

○改正内容

平成30年7月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととする。

○社会保険等未加入建設業者の確認方法等

施工体制台帳及び添付書類等により確認を行います。

○違反した受注者に対するペナルティーについて

- ・ 下請契約の請負代金に応じた制裁金

受注者が社会保険等未加入建設業者と契約した一次下請契約の請負代金額の10分の1に相当する額を請求します。

- ・ 指名停止等の措置

赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱に基づく、指名停止等の措置を行います。

○社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

発注者が指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出し、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者がさらに指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加することを条件として、例外的に認められます。

特別な事情が存在すると発注者が認める場合とは、市が設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要とされる工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合です。

※以下の場合には、「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の子工を行なった際に、下請として施工していた場合

○施行日

平成30年7月1日（同日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事から適用。）

社会保険等未加入対策についてよくある質問

Q 1 社会保険等とは何か。

A 1 社会保険等とは、健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

Q 2 国民健康保険組合に加入しているが、社会保険等未加入建設業者となるのか。

A 2 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業者が5人以上に増加した際に、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細は年金事務所などに確認願います。

【参考・国交省 HP】「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」（平成24年7月30日通知）

Q 3 社会保険等未加入対策とは、どのようなものか。

A 3 平成29年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請から、社会保険等の加入の義務を果たしていない建設業者については、入札への参加資格を認めません。

また、平成30年7月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事から、下請契約の相手方となる一次下請負人（建設業許可を有する者に限る。）が社会保険等の加入の義務を果たしていなければ、下請契約の相手方とすることを制限します。

Q 4 下請負人が社会保険等に加入しているかどうかは、どのように確認を行えば良いか。

A 4 経営事項審査の受審状況により確認方法が異なります。なお、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人は、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【経営事項審査を受審している場合】

有効期間にある経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」となっていることで確認が行えます。

【経営事項審査を受審していない場合】

社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認が行えます。

・健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

・雇用保険

「領収済通知書」及び「雇用保険資格取得等確認通知書」又は「雇用保険被保険者証」

Q 5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

A 5 建設業許可を必要とする者のうち、社会保険等の加入が義務付けられていない、いわゆる適用除外となる建設業者については、入札への参加時や、下請契約の相手方としては排除されません。

一例として、雇用保険制度では、一人親方で被保険者となる労働者が0人である場合は雇用保険の加入義務はなく、入札への参加や、下請契約の相手方としても排除されません。

なお、詳細な社会保険等の加入要件は年金事務所などに確認願います。

Q 6 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何か。

A 6 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、次に掲げる者については適用除外となり加入義務はありません。

- (1) 65歳に達した日以降に新たに雇用される者
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者や、同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者
- (3) 一人親方で被保険者となる労働者が0人である場合

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。

Q 7 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請負人との契約が禁止されるのか。

A 7 概ね7日間で提出を求める未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に未加入建設業者が社会保険等に加入することを条件として、例外的に認められます。

Q 8 一次下請負人が、建設業許可を必要としない場合においても、その者との契約が禁止されるのか。

A 8 対象となる工事では、市が受注者と締結する工事請負契約書により、受注者が直接契約する下請契約について、建設業許可を有する未加入の下請負人との契約を禁止しています。

建設業許可を必要としない一次下請負人については、契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から必要な措置をとっていただく必要があります。

Q 9 なぜ、建設業許可を必要としない一次下請負人との契約が禁止されていないのか。

A 9 この度は、企業単位で許可業者の加入率100%を目指し取組を行っていることから、建設業許可を必要としない一次下請負人との契約は禁止していません。

Q 10 一次下請負人が、契約する二次以降の下請契約においても、未加入の下請負人との契約が禁止されるのか。

A 10 対象となる工事では、市が受注者と締結する工事請負契約書により、受注者が直接契約する下請契約について未加入の下請負人との契約を禁止しています。一次下請負人以外の下請負人については契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から必要な措置をとっていただく必要があります。

なお、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等に未加入であった場合は、建設業許可行政庁へ通報します。

Q 11 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。

A 11 市が設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要される工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合です。

なお、以下の場合には、「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q 12 ペナルティーは具体的には、どのような内容か。

A 12

- ① 制裁金の請求（受注者が建設業許可を有する社会保険等未加入建設業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額）
- ② 指名停止

Q 13 当初は、社会保険等に未加入であった一次下請負人が社会保険等に加入した場合や、一次下請契約を解除した場合はどうなるのか。

A 13 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合、原則的には、ペナルティーの対象となりますが、一次下請契約の履行が全く行われていない状況において、一次下請負人が社会保険等に加入した場合や、一次下請契約の解除を行った場合は、ペナルティーの対象とはしません。

Q 1 4 当初は、社会保険等に加入済みとして施工体制台帳等が提出されたが、その後において、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者であったことが判明した場合はどうなるのか。

A 1 4 元請負人が確認した時点で、社会保険等が適用除外であった建設業許可を有する一次下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が発生した場合や、理由書面が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となりますので、元請負人にとっては、一次下請負の相手先選定にあたって、社会保険等の加入状況を十分に確認してください。

また、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人にとっては、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断して下さい。

Q 1 5 元請負人が確認した時点では、社会保険等が適用除外であった一次下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。

A 1 5 速やかに受注者に対し理由書面の提出を求めする必要があります。なお、理由書面が提出され、発注者が指定する期間内に一次下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。

Q 1 6 社会保険等未加入建設業者である一次下請負人が、現場着手は行っていないが、一部契約の履行を行っていた場合はどうなるのか。

A 1 6 一部でも下請契約の履行が行われている場合は、理由書面が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となります。

Q 1 7 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A 1 7 この度の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものであり、個々の労働者まで確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入する必要があります。

Q 1 8 二次下請以下の未加入建設業者は、どのように取り扱われるのか。

A 1 8 建設業許可行政庁に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われることとなります。

Q 1 9 平成30年7月1日以前に市と契約を締結している工事についても本取組が適用されるのか。

A 1 9 すでに契約を締結している工事については、締結している契約書に従います。